

## 新潟市生活支援ハウス事業実施要綱

新潟市秋葉区新津地区生活支援ハウス事業実施要綱（平成17年3月21日施行）の全部を改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、生活支援ハウス事業の実施について、必要な事項を定める。

（実施主体及び実施施設）

第2条 事業の実施主体は、新潟市とする。ただし事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンターを行う介護老人福祉施設を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められるもの（以下「受託者」という。）に委託する。

（受託法人及び実施施設）

第3条 受託法人及び実施施設は、次のとおりとする。

| 法人            | 実施施設  |
|---------------|-------|
| 社会福祉法人 にいつ福祉会 | こぐち苑  |
| 社会福祉法人 ごせん福祉会 | すもとの里 |

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、60歳以上の高齢者で次の各号のいずれかに該当し、かつ、独立して生活することに不安のある者とする。

（1）ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者

- (2) 家族による援助を受けることが困難な者
- (3) その他特に市長が必要と認めた者

(利用定員)

第5条 この事業の利用定員は、次のとおりとする。

| 実施施設  | 定員  |
|-------|-----|
| こぐち苑  | 10名 |
| すもとの里 | 3名  |

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住居を提供すること。
- (2) 各種相談、助言、援助等を行うとともに、緊急時の対応を行うこと。
- (3) 地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。
- (4) 利用者が法第8条第1項に規定する居宅サービスを必要とする場合は、利用手続等の援助を行うこと。
- (5) その他市長が必要と認めたこと。

(利用の申込み)

第7条 この事業の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、新潟市生活支援ハウス事業利用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 健康診断書（別記様式第2号）
- (2) 収入申告書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 身元引受書（別記様式第5号）

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、生活支援ハウス事業利用判定審査票（別記様式第6号）に基づき必要な審査を行い、その適否を決定し、新潟市生活支援ハウス事業利用決定（却下）通知書（別記様式第7号）により申込者に通知する。

2 市長は、前項の規定による事業の利用決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）があるときは、新潟市生活支援ハウス事業実施委託書（別記様式第8号）により受託者に委託する。

（利用料の決定）

第9条 市長は、前条の規定により生活支援ハウスの利用を決定した場合は、別表に定める利用料を決定し、生活支援ハウス利用料決定（変更）通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知する。

2 利用者は、前項の額を事業実施施設へ支払うものとする。

3 利用料の決定は毎年7月に行うものとし、利用者は、市長が定めるときまでに収入申告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。なお、利用料を決定したときは、市長は、第1項により利用者に通知する。

（利用の取消し等）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を取消し、又は中止することができるものとする。

（1） 利用者が第4条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

（2） 病気その他健康上の理由により、利用が困難となったとき。

（3） その他市長が利用を適当でないと認めるとき。

（退去の手続き）

第11条 利用者は、生活支援ハウスを退去しようとする場合は、退去の1か月前までに生活支援ハウス退去届（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項により退去届の提出があったときは、市長は、生活支援ハウス利用解除通知書（別記様式第11号）により受託者に通知する。

（現状回復の義務）

第12条 利用者は、生活支援ハウスを退去するときは、利用した生活支援ハウスを現状に復さなければならない。第10条の規定により利用の取消し又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。

2 前項により通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、現状回復に要した費用は利用者の負担とする。

（損害賠償）

第13条 利用者は、故意又は過失により生活支援ハウスの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、回復するために必要な費用を賠償しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

新潟市生活支援ハウス事業利用申込書

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

私は、新潟市生活支援ハウス事業を利用したいので、関係書類を添えて申  
 します。

|               |              |       |     |  |          |       |
|---------------|--------------|-------|-----|--|----------|-------|
| 利用希望者<br>（本人） | 住所           | 〒     | 新潟市 |  |          |       |
|               |              | TEL   |     |  |          |       |
|               | フリガナ         |       |     |  | 生年<br>月日 | 年 月 日 |
|               | 氏名           | (男・女) |     |  |          |       |
| 介護保険証被保険者番号   |              |       |     |  |          |       |
| 利用希望施設        | こぐち苑 ・ すもとの里 |       |     |  |          |       |
| 身元引受人         | 住所           | 〒     |     |  |          |       |
|               |              | TEL   |     |  |          |       |
|               | フリガナ         |       |     |  |          |       |
| 氏名            | (続柄 )        |       |     |  |          |       |

新潟市生活支援ハウス事業利用のために必要があるときは、当該利用申込書  
 及び添付書類の情報，事前面談調査内容を受託者，居宅介護支援事業者等介護  
 保険サービス提供事業者提供することに同意します。

|      |  |
|------|--|
| 本人氏名 |  |
|------|--|

別記様式第2号（第7条関係）

健康診断書

（新潟市生活支援ハウス事業利用判定用）

|  |                                     |      |       |
|--|-------------------------------------|------|-------|
| 氏名   | (男・女)                               | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住所   |                                     |      |       |
| 健康の状況  |                                     |      |       |
| 診断名  |                                     |      |       |
| 現病歴  | (現在の治療状況・安定性・予後の見通し等)               |      |       |
| 既往歴  |                                     |      |       |
| 精神の状況  | 1 正 常<br>2 認 知 症<br>3 (その他<br>精神障害) |      |       |
| 感染症疾患  |                                     |      |       |
| その他特記事項(医学的なご意見・発生の可能性の高い病態とその対処方針等を記入ください。) |                                     |      |       |

診断日 年 月 日

|       |  |        |  |
|-------|--|--------|--|
| 医療機関名 |  | 診断医師氏名 |  |
| 住所    |  |        |  |

別記様式第3号（第7条関係）

収入申告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

氏名

私の 年中の収入について下記のとおり申告します。

| 施設名          |                       |         |   |
|--------------|-----------------------|---------|---|
| 種 類          |                       | 金 額（年額） |   |
| 収入<br>㉠      | 年金収入                  |         | 円 |
|              | 恩給収入                  |         | 円 |
|              | 財産収入                  |         | 円 |
|              | 利子・配当収入               |         | 円 |
|              | その他の収入                |         | 円 |
|              | 計                     |         | 円 |
| 必要経費<br>㉡    | 所得税                   |         | 円 |
|              | 市・県民税                 |         | 円 |
|              | 介護保険料                 |         | 円 |
|              | その他社会保険料              |         | 円 |
|              | 医療費                   |         | 円 |
|              | 介護サービスの利用料<br>（1割負担分） |         | 円 |
|              | その他の必要経費              |         | 円 |
|              | 計                     |         | 円 |
| 差引額（対象収入）㉠－㉡ |                       |         | 円 |

※収入，必要経費の内容は裏面を参照してください。

※代筆者氏名

## 説 明

### 1 収入とは

- ・年金，恩給等の収入

年金，恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については，その実際の受給額

- ・財産収入

土地，家屋，機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代，小作料，家賃，間代，使用料等の収入については，課税標準として把握された所得の金額

- ・利子，配当収入

公社債の利子，預貯金の利子，法人から受ける利益の配当等の収入で，確定申告がされる場合に限り，課税標準として把握された所得の金額

- ・その他の収入

不動産，動産の処分による収入，その他の収入（入居前の臨時的な収入を除く。）については，課税標準として把握された所得の金額

### 2 必要経費とは

- ・所得税，住民税，相続税，贈与税の租税（但し，固定資産税を除く）

- ・社会保険料（国民健康保険料，介護保険料等）又はこれに準ずるもの

- ・医療費（但し，原則として入居前の医療費は除く）

- ・配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用

- ・災害により資産が損害を受けた場合において，これを補てんするために必要とされる費用

- ・やむを得ない事情による借金の返済

- ・自己の日常の用に供される補装具，身体障害者日常生活用具等の購入費（但し，新潟市長が支出せざるを得ないと認めた費用に限る。）

### 3 上記2に係る領収書等の原本を添付すること。

別記様式第4号（第7条関係）

## 誓約書

私は、生活支援ハウスを利用中は、施設管理者の指示に従い、規則そのほかの諸規定を守ることを誓約します。

年 月 日

（あて先） 新潟市長

|            |   |
|------------|---|
| 住所         | 〒 |
| フリガナ<br>氏名 |   |

身元引受書

|     |            |   |  |  |
|-----|------------|---|--|--|
| 利用者 | 住所         | 〒 |  |  |
|     | フリガナ<br>氏名 |   |  |  |

上記の者につきまして、生活支援ハウスの利用決定後は、私の責任において、本人に諸規則、規定のご指示を守るよう指導いたします。

本人が諸規則等に違反し他に迷惑を及ぼす場合、又は万一本人の行為により貴施設に損害を与えた時は、私が責任を負い、速やかに弁償することを誓約いたします。

（あて先）新潟市長

年 月 日

|                |            |   |    |  |
|----------------|------------|---|----|--|
| 身元引受人<br>（保証人） | 住所         | 〒 |    |  |
|                | フリガナ<br>氏名 |   | 続柄 |  |
|                | 電話番号       |   |    |  |

別紙様式第6号（第8条関係）

生活支援ハウス事業利用判定審査票

|             |  |  |  |    |     |
|-------------|--|--|--|----|-----|
| 氏名          |  | 生年月日   | 年 月 日 (満 歳)  | 性別 | 男・女 |
| 住所          | 新潟市  |  |  |    |     |
| 対象者の現況      | 1 在宅    2 老人保健施設入所中 (入所期間  か月)    3 病院入院中 (入院期間  か月)    4 社会福祉施設入所中 (施設種別  )   |  |  |    |     |
| 身体状況        | 身体障害者手帳    有 (障害区分  :  級)    ・ 無   |  |  |    |     |
|             | 視力   | ・ ふつう    ・ 見えにくい    ・ 全く見えない   |  |    |     |
|             | 聴力   | ・ ふつう    ・ 聞こえにくい    ・ 全く聞こえない   |  |    |     |
|             | 言語   | ・ ふつう    ・ 少し話せる    ・ 全く話せない   |  |    |     |
|             | 便意   | ・ ある    ・ ない   |  |    |     |
|             | おむつ  | ・ していない    ・ 夜間だけ使用している    ・ 一日中使用している   |  |    |     |
|             | 褥瘡   | ・ ない    ・ ある (  か所)  |  |    |     |
| 健康状況        | 別紙健康診断書のとおり  |  |  |    |     |
| 日常生活自立度判定基準 | (寝たきり度) ランク    J ・ A ・ B-1 ・ B-2 ・ C-1 ・ C-2   |  |  |    |     |
| 日常生活動作の状況   | 歩行   | a 自力歩行可能 (独立歩行・杖利用・歩行車利用・車椅子利用・その他 [  ])<br>b 一介助を要する (介助内容:  )<br>c 全面的に介助を要する                |  |    |     |
|             | 食事   | a 自力摂取可能 (補助器具等使用の有無  有 [  ] ・ 無 )<br>b 一部介助を要する (介助内容:  )<br>c 全面的に介助を要する (経管栄養摂取の有無  有 ・ 無 ) |  |    |     |
|             | ・全部介助 (c) 項目   | 排泄   | a 自発的に自力排泄可能<br>b 一部介助を要する<br>c 全面的に介助を要する                 |    |     |
|             | ・一部介助 (b) 項目   | 入浴   | a 自力入浴可能<br>b 一部介助を要する<br>c 全面的に介助を要する (座位保持の可否  可能 ・ 不能 ) |    |     |
|             |  | 着替え  | a 一人で行える<br>b 一部介助を要する<br>c 全面的に介助を要する                     |    |     |
| 精神状況        | 1 正常<br>2 認知症<br>(1) 記憶障害    ( a 軽度    b 中度    c 重度)<br>(2) 失見当    ( a 軽度    b 中度    c 重度)<br>3 その他の障害<br>(1) 心気症状    (2) 不安    (3) 焦燥    (4) 抑うつ状態<br>(5) 興奮    (6) 幻覚    (7) 妄想    (8) せん妄<br>(9) 睡眠障害 |  |  |    |     |

|              |            |   |            |           |
|--------------|------------|---|------------|-----------|
|              | 4 問題行動     |   |            |           |
|              |            | a 軽 度   | b 中 度      | c 重 度     |
|              | 攻撃的 行為     | 攻撃的な言葉を使う   | 乱暴なふるまいをする | 他人に暴力をふるう |
|              | 自 傷 行 為    | 自分の衣服を破く  | 自分の体を傷つける  | 自殺を図る     |
|              | 火の取扱い      | 火の不始末がある  | 火の不始末が時々ある | 常に火をもてあそぶ |
|              | 徘徊         | 徘徊することがある   | 時々徘徊する     | 常時徘徊する    |
|              | 不 穏 興 奮    | 興奮し騒ぐことがある  | しばしば興奮し騒ぐ  | 常に興奮している  |
|              | 不 潔 行 為    | 衣服を汚すことがある  | 所かまわず排泄する  | 糞尿をもてあそぶ  |
|              | 失 禁        | 誘導すれば失禁しない  | 時々失禁する     | 常に失禁する    |
| 経 済 的<br>状 況 | 生計中心者の氏名   |   | 対象者との関係    |           |
|              | 生計中心者の課税状況 | a 生活保護法による被保護世帯<br>b 市町村民税非課税世帯<br>c 市町村民税課税世帯 (ア 均等割 イ 所得割)<br>d 所得税課税世帯 |            |           |

| 総 合 判 定 |   |
|---------|---|
| 判 定 項 目 | 判 定 内 容   |
| 健康状態    |   |
| 入院治療    | ア 入院加療を要する      イ 入院加療を要しない                                 |
| 感染症疾患   | ア 有（入所者に伝染させるおそれがある）      イ 有（入所者に伝染させるおそれはない）      ウ 無     |
| 症状経過等   | ア 有（医療処遇を要する）      イ 有（医療処遇を要しない）      ウ 無                  |
| 日常生活動作  | ア 介助を要する項目なし      イ 一部介助1項目以上      ウ 全介助1項目かつ一部介助2項目以上      |
| 精神状況    | ア 問題行動なし      イ 中度又は重度の問題行動がある      ウ 医療処遇を要する問題行動がある       |
| 経済状況    | ア 生活保護世帯      イ 市町村民税非課税      ウ 世帯市町村民税所得割課税世帯      エ その他世帯 |
| 家庭及び住居  | ア 問題はない      イ 対象者の心身を著しく害する状況にある                           |
| 総合判定    | ア 生活支援ハウス入所の対象<br>イ 入所対象外<br>ウ 要観察                          |

別記様式第7号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

新潟市長

新潟市生活支援ハウス事業利用決定（却下）通知書

先に申請のありました新潟市生活支援ハウス事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 生活支援ハウスの利用を決定します。

|       |       |
|-------|-------|
| 利用者名  |       |
| 施設名   |       |
| 入居年月日 | 年 月 日 |

- 2 生活支援ハウスの利用申請を却下します。

|      |  |
|------|--|
| 却下理由 |  |
|------|--|

別記様式第8号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

新潟市長

新潟市生活支援ハウス事業実施委託書

新潟市生活支援ハウス事業実施要綱の規定により、貴施設に下記の者の利用を委託します。

記

|             |            |       |
|-------------|------------|-------|
| 利用者<br>(本人) | 住所         | 〒     |
|             | フリガナ<br>氏名 |       |
|             | 生年月日       | 年 月 日 |
| 身元引受人       | 住所         | 〒     |
|             | フリガナ<br>氏名 |       |
|             | 電話番号       |       |
| 入居年月日       | 年 月 日      |       |

別記様式第9号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

新潟市長

生活支援ハウス利用料決定（変更）通知書

生活支援ハウス利用者の負担する額を次のとおり決定（変更）いたします。

|                |   |
|----------------|---|
| 施設名            |   |
| 収入額            | 円   |
| 階層             | 階層  |
| 利用者負担額<br>（月額） | 円   |
| 備考             | 上記利用者負担額は、提出いただいた収入申告書に基づき決定（変更）した額となります。<br>この他に、居住部門の利用に伴う光熱水費等を負担していただきます。 |

別記様式第10号（第11条関係）

生活支援ハウス退去届

年 月 日

（あて先）新潟市長

私は、下記理由により生活支援ハウスを 年 月 日付けに  
て退去しますので届出いたします。

記

退去理由

施設名

利用者名

別記様式第11号（第11条関係）

生活支援ハウス利用解除通知書

第 号

年 月 日

様

新潟市長

生活支援ハウスを下記のとおり退去となりますので通知します。

記

|       |       |
|-------|-------|
| 利用者氏名 |       |
| 施設名   |       |
| 退去年月日 | 年 月 日 |
| 退去理由  |       |

別表（第9条関係）

生活支援ハウス利用料（月額）

| 対象収入による階層区分  |                         | 利用料      |
|--|-------------------------|----------|
| A  | 1,200,000 円以下           | 0 円      |
| B  | 1,200,001 円～1,300,000 円 | 4,000 円  |
| C  | 1,300,001 円～1,400,000 円 | 7,000 円  |
| D  | 1,400,001 円～1,500,000 円 | 10,000 円 |
| E  | 1,500,001 円～1,600,000 円 | 13,000 円 |
| F  | 1,600,001 円～1,700,000 円 | 16,000 円 |
| G  | 1,700,001 円～1,800,000 円 | 19,000 円 |
| H  | 1,800,001 円～1,900,000 円 | 22,000 円 |
| I  | 1,900,001 円～2,000,000 円 | 25,000 円 |
| J  | 2,000,001 円～2,100,000 円 | 30,000 円 |
| K  | 2,100,001 円～2,200,000 円 | 35,000 円 |
| L  | 2,200,001 円～2,300,000 円 | 40,000 円 |
| M  | 2,300,001 円～2,400,000 円 | 45,000 円 |
| N  | 2,400,001 円以上           | 50,000 円 |
| 備考   |                         |          |
| <p>1 対象収入等については、ケアハウスと同様の取扱いをする。</p> <p>(1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>(2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1を対象収入とし、利用負担金は基本負担金の1.5倍とする。</p> <p>2 利用者が月の途中で入退去した場合、利用料は日割り計算で算出する。</p> <p>3 利用者は、利用料のほか次の経費を負担するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住部門の利用に伴う光熱水費の実費相当額</li> <li>・その他、医療費や日常生活費等</li> </ul> |                         |          |